

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年11月19日 09時40分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市 ^{つるぎ} 劔埼南西方沖 劔埼灯台から真方位229° 1,750m付近 (概位 北緯35°07.9' 東経139°39.8')
事故の概要	プレジャーボートCASANOVAⅢは、南南西進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年12月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート CASANOVAⅢ、5トン未満（長さ8.25m）
船舶番号、船舶所有者等	235-30214 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラに曲損 定置網 枠のロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：うねり 波向北、波高約1.5m、潮汐 高潮時 太陽の高度及び方位：高度 29.9°、方位 150.7°
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、三浦市城ヶ島沖で釣りをする目的で、劔埼南西方沖を南南西進中、定置網（以下「本件定置網」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長がボートレスキューサービス（BAN：Boat Assistance Network）に連絡した後、来援した同サービスの救助艇によって所属するマリーナにえい航された。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近を年に約3回航行しており、本件定置網の存在を知っていた。</p> <p>船長は、太陽光が海面に反射して海面が見えにくい状況であったので、本件定置網のブイを視認することができなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、南南西進中、船長が、太陽光が海面に反射して海面が見えにくい状況で航行を続けたことから、本件定置網に向けて航行していることに気付かず、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が南南西進中、船長が、太陽光が海面に反射して海面が見えにくい状況で航行を続けたため、本件定置網に向けて航行していることに気付かず、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 船長は、太陽光の反射で海面が見えにくい場合、サングラスを使用し、また、GPSプロッター等を有効に活用し船位を確認しながら航行すること。